

令和 7 年度第 1 回森林の未来を考える懇談会資料

森林の未来を考える懇談会の 役割について

令和 7 年 10 月 9 日

福島県農林水産部森林計画課

もり 森林の未来を考える懇談会の役割について

1 福島県森林環境税について

福島県の森林は県土の約70%を占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。

この豊かな森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

-- 福島県森林環境税条例（抄）-----

(趣旨)

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

2 「森林の未来を考える懇談会」設置の目的

森林環境税を財源とする事業における県民の参画と透明性を確保するため、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などにより構成される懇談会であり、事業に対する意見や事業の評価などに関する事項について検討を行うこととしています。

-- 森林の未来を考える懇談会設置要綱（抄）-----

(目的)

第1条 県は、森林の持つ良質で豊富な水の供給や土砂流出等災害の防止その他の公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、県民の理解と協力のもと、森林環境税を財源として森林環境の保全等に取り組むにあたり、県民の参画と透明性を確保するため、森林の未来を考える懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価などに関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などのうちから知事が委嘱する。

3 事業に対する意見及び事業の評価について

森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価については、森林環境基金事業の実施箇所等の現地調査などの結果を踏まえて行っていただきます。

福島県森林環境税の運営イメージ

